

# 令和5年度第2回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

開催日時	令和5年(2023年)11月20日 午前10時30分から午前12時00分まで
開催場所	甲賀市まちづくり活動センターまる一む 多目的室2
出席委員	真山達志委員 西村泰雄委員 島田千佳委員 田中京子委員 田中稔委員 杉本元枝委員 古谷兼一委員 鎌倉康廣委員 北林榮一委員 野瀬昌子委員 西田喜代子委員 【11名出席】
甲賀市	正木副市長 市民環境部 保井部長 田村次長
事務局	人権推進課 福澤室長 渡辺室長補佐 井上係長
傍聴者	1名
会議次第	1. あいさつ 2. 議事 (1) 甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の骨子(案)について (2) 甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱(案) 3. 閉会
会議資料	会議資料1 会議資料2 会議資料2-2 会議資料追加分

開会

甲賀市市民憲章朗読

1. あいさつ

会長 あいさつ

2. 議事

審議会規則第6条3項の規定により、進行は真山達志会長。

(1) 甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の骨子(案)について

【会議資料1】

制度の趣旨や目的等についてまとめたもの

(2) 甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱(案)

【会議資料2】

骨子の考えを落とし込んだもの

【会議資料2-2】

要綱の内容を平易な言葉でまとめたもの

【会議資料追加分】

県内の状況を比較したもの

事務局：上記資料を説明。

《委員意見等》

会長：質問や意見はありますか。

委員：パートナーシップ宣誓があったことを市民に対して公示されることはないのか。

事務局：受付した人権推進課以外の部署に開示しません。外部に対しても開示しません。なお、虚偽申請や失効したのにカードを返却されない場合、カード交付番号を公表することがあります。

公務員には守秘義務や罰則規定がありますが、民間にはそれがないので今後実務上考えないといけないと思います。

会長：民間にも個人情報保護法があるので対応していただくが、最終的には個人の責任においてサービスを利用していただくしかない。

委員：受付については、時間外や休日対応も含めて十分な配慮をお願いしたい。

事務局：個室での対応等、十分配慮して進めていきたいと考えています。

委員：パートナーシップ宣誓は成年ができるかとあるが、何歳か。

事務局：成人18歳以上としています。婚姻年齢も引き上げられました。

会長：自己判断で自己決定ができる年齢という点で18歳以上にされています。

委員：ファミリーシップは15歳以上で可能だがどういうことか。

事務局：戸籍法に準拠して判断能力がある年齢として15歳以上を本人同意、15歳未満を親権者同意の取り扱いとしました。

会長：養子縁組は子どもの身分にかかわるが、ファミリーシップ制度は法律がないので影響が少ない。15歳以上は一定の判断能力があるとみなされている。

事務局：庁内で検討しましたが、15歳未満の子と同居している親が必ずしも親

権者とは限らないので親権者の同意が必要としました。

委員：プロジェクトチームでどういったことを取り組んだのか。

事務局：担当部局職員により、法令の範囲内において行政で提供可能なサービスについて検討しています。

委員：要綱の中に「市長は～」の表記が多い。市長の責務を減らせないのか。

事務局：行政の判断は市長が行うのでそういった表現になります。減らすことができるのか検討したいと思います。また、市役所内部で担当者や管理職の会議を開催し、それぞれの立場で業務にあたっています。

委員：申請時に住民票が必要とあるが、パートナーシップ制度の対象者は日本人のみか。わかりやすい要綱にしていきたい。

事務局：以前は外国籍の方には外国人登録済証明書を発行していましたが、現在は住民票に統一されていますので、国籍問わずパートナーシップ制度の対象になります。

会長：要綱の説明資料に外国籍の方も対象であると説明されるとよいかと思えます。

事務局：性的マイノリティの方が甲賀市で心配せずに住めることをめざして要綱を作成しています。できるだけシンプルに策定し、時代に即した柔軟な運用ができるようにしたいと考えています。市民の方への周知に力を入れます。

委員：パートナーシップ制度の開始により、様々なサービスが受けられるようになるが悪用されないか。

事務局：虚偽申請されてサービスを受けられるリスクも存在すると思います。

委員：性的マイノリティの方は才能があったり高い能力がある方が多いので、今後企業で活躍されると思う。市がパートナーシップ制度を開始することによりこれらの方々の仕事がやりやすくなると思う。市民向けの啓発のスケジュールはどう考えているのか。

事務局：2月のパブリック・コメント時に市民への周知を考えています。また、パートナーシップ制度を開始するにあたり、市民に向けて広報を考えています。同時に職員向け研修も考えています。市営住宅への入居等対象のサービスのための条例改正も考えています。次回1月の審議会で具体的にお示ししたいと思います。

会長：パブリック・コメントだけをいきなり行っても、市民から意見は出にくいと思います。制度の検討時に市民に理解を深めていただくことが重要だと思います。

委員：会議資料2-2からいくつか質問する。

①通称名の使用とあるが、市の他の手続き時に使われているケースはあるのか。

②受領証の返還及び失効について、両当事者の一方が死亡したときのみはなぜ継続することができるのか。

③関係書類の保存期間についてなぜ5年間なのか。

④申請時にマイナンバーカードの暗証番号はなくせないのか。

事務局：①通称名については、日常生活において使用されている例があります。

②死亡によりファミリーシップが解消されると子ども等の関係性が失われてしまうため配慮しています。

③他市の例により5年としています。

④本人確認書類としてマイナンバーカードを使用する場合、住所および写真等券面の記載事項のみ確認することを想定していますので暗証番号は入力いたしません。

委員：骨子を読んだが表現がわかりにくい。検討いただきたい。

①制度の趣旨・目的の「あわせて、カップルと生計を共にする家族等が、法令等の範囲内で、婚姻関係にある家族と同様のサービスが受けられるように」とあるが、

どちらも性的マイノリティの子どものことか。

②「2. 利用対象者」は単に「対象者」とすべきである。

③「個別条件の（4）婚姻等要件」は婚姻が要件と読めるが、内容は婚姻関係にないこととある。「（5）近親者等要件」も同様に近親者でないことが条件である。

事務局：①カップルとパートナーが混在していますので検討します。

②「対象者」に見直します。

③わかりやすい表現に見直します。

骨子案については再度次回審議会に提示いたします。

会長：表記の仕方は難しいと思いますが、市民向けの説明資料において工夫をお願いします。

委員：要綱案第5条（6）「市長が適当と認める書類」は選択制を持つので、確認を求めるものであるから「必要と認める書類」に変えてはどうか。

会長：法令文書としては、前号までの書類の代替と認める意味で「適当」という表現が妥当だと思います。「必要」だと追加で出さなければいけなくなります。

会長：本日は、骨子・基本的な制度・趣旨・目的・制度の枠組みについて審議会で進めていくということをご了解いただけたと思います。この審議会としては1月にもう少し詰めた案で再度ご検討いただきたいと思います。

閉会

・西村副会長 あいさつ